

障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ 共生社会づくりを目指すための条例の検討状況について

1. 社会福祉審議会での議論

● 5月19日 第1回社会福祉審議会

- ・ 知事から滋賀県社会福祉審議会へ条例の骨格について諮問
- ・ 審議会内に条例検討専門分科会を設置

【諮問の概要】

障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すため条例の骨格について審議会の意見を求める。

問題意識1：障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える人に対する課題

問題意識2：障害者差別解消法(H28.4施行)の実効性の補完

● 7月13日 第1回条例検討専門分科会

- ①分科会の進め方について
- ②条例における論議事項について
 - (1) 条例の基本理念・意義・目的
 - ア 条例の基本理念（滋賀らしさ）
 - イ 条例の意義・目的（生きづらさの規定、県の施策・責務等）
 - (2) 障害者差別解消法の補完
 - ア 条例による上乘せ(事業者への合理的配慮義務化)・横出し(個人への規制拡大)
 - イ 障害を理由とする差別の定義
 - ウ 差別を受けた場合の解決の仕組み

【議事概要】

- ア 生きづらさは非常に主観的な表現なので、客観的に生きづらさを明確にして、その客観的な背景に基づいて整理、検討するべきではないか。
- イ 事例を集めて分析して、どういった内容を条例に盛り込むべきか検討するべきではないか。
- ウ 条例は、社会的障壁の解消に向けた総合的な条例という大きな展開をしてほしい。
- エ 上乘せ・横だしをしなかったら条例を作る意味がない。その実効性の担保も論点ではないか。
- オ 差別解消に関する条例も大切であるが、それとあわせて手話言語条例も必要ではないか。
- カ まずは“障害者差別解消法の補完的な部分”をしっかりと固めてから、“生きづらさの範囲”を検討するべきではないか。
- キ 分科会内にワーキンググループを立ち上げて論点案を出して、分科会に持っていく形にすべきではないか。

● 9月1日 第2回社会福祉審議会

・第1回条例検討専門分科会の概要報告

● 10月 ワーキンググループの設置・議論

【ワーキンググループの設置】

7/13分科会での議論を踏まえ、分科会内に条例の根幹となるテーマを議論する4つのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置

WG①：差別の実態把握分析、差別の要因について議論（必要に応じて事例収集）

WG②：条例の差別の定義（手話に対する認識を含む。）について議論

WG③：上乘せ・横出しの範囲、解決の仕組みについて議論

WG④：「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」の定義について議論

開催時期	ワーキングの種類	議題等
10月4日	WG①(事例分析・実態把握) 第1回目	過去に収集した差別事例を分析し、差別禁止の内容について検討
10月5日	WG②(差別の定義)	主に①障害を理由とする差別の定義、②手話言語のあり方について検討
10月25日	WG③ (上乘せ横出し/解決の仕組み)	主に①条例による上乘せ・横出し、②差別を受けた場合の相談・解決の仕組みについて検討
10月26日	WG①(事例分析・実態把握) 第2回目	1回目の議論を踏まえ、主な差別・合理的配慮不提供者を基に分野別の差別の規定を検討

● 11月7日 第2回条例検討専門分科会

- ・これまでの議論を踏まえた方向性(障害者差別解消法の補完部分各論等)について議論
 - ①差別の定義・・・障害者差別とは何かを示す物差し＝差別の定義をどうすべきか
 - ②上乘せ・横出し・・・事業者の合理的配慮義務化と、個人への規制の拡大をすべきか
 - ③解決の仕組み・・・相談体制の構築、解決の仕組み、実効性の担保をどうすべきか
 - ④手話言語のあり方・当条例とは別に手話言語条例を制定すべきか

【議事概要】

ア 誰一人置いていかないという考え方が基本となるため、すべての人を対象範囲とすべきではないか。

イ 差別の定義は、障害者権利条約や国の障害者政策委員会差別禁止部会の議論を踏まえ、不均等待遇と合理的配慮の不提供という形にしてほしい。

ウ 障害女性など複合的差別、障害者の意思決定支援についても規定が必要。本人の意思を無視して周りが決めることは差別だということを書いてほしい。

エ 合理的配慮の提供には、本人の意思表示が必要だが、本人以外にも保護者・支援者等を加えるとともに、周囲がそのことを認識しうる場合ということも定義に入れてほしい。

オ 民間事業者・個人への合理的配慮の提供の義務づけを行った上で、実効性確保のために合理的配慮の助成制度を設け、条例にも規定するべきではないか。

カ 相談体制は身近なところに置くべき。また相談員は社会モデル(※)の研修を受けた幅広い視点を持った障害者の権利全般に向き合う人、できれば当事者がよい。

※社会モデルとは…障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものという考え

キ 相談体制の規定と同時に、条例の普及・啓発や研修の仕組みについても規定に入れるべきではないか。

●12月 ワーキンググループでの議論

開催時期	ワーキングの種類	議題等
12月12日	WG①(事例分析等) WG②(差別の定義) 合同開催	主に①定義、②分野別の禁止規定、③手話言語のあり方について検討
12月12日	WG③(解決の仕組み等) 2回目	主に相談・解決の仕組みについて検討
12月14日	WG④(生きづらさの定義)	主に「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」について検討

●1月25日 第3回条例検討専門分科会

- ①障害者差別解消法補完部分の「条例骨格の構成案」について
- ②生きづらさについて
- ③手話言語のあり方について

【議事概要】

ア 相談員の資質については「差別する者と差別したとされる者の認識の相違を踏まえて必要な支援を見極められる人材」としてはどうか。

イ 相談員には当事者も入れてほしい。同じ背景を持った人のほうが相談者に寄り添いやすい。

ウ 条例の見直しは数年ごとではなく、例えば3年ごとと年数を明記すべきではないか。

エ 生きづらさの定義を「支援が必要な者」とした場合、差別はすべて社会的障壁から生じているものであり、女性、子どもの差別など全てが範囲に入ってしまう幅広くなりすぎる。障害をベースにして範囲を限定するべきではないか。

オ 障害者差別解消法の補完条例をつくるというのが基本認識。障害者基本法の障害者の定義の「その他の心身の機能障害」の規定の解釈で、認知症、ひきこもりや児童養護の一部等は対象に含まれる。障害の社会モデルという理解の中で対象をとらえて支援していくこととしてはどうか。

カ 実態として偏見等により生きづらさを抱えている人がおり、県民に対してこの条例を理解、啓発していくためにも前文と基本理念に入れ込んでいくことが共生社会づくりの意思表示になるのではないか。

キ 全国的にもたくさんの手話言語条例ができており、滋賀県も手話言語条例のたたき台を作るべきではないか。生きづらさも障害の問題も手話言語とは異なる。

ク 手話が大事なものだという前提で、手話と同様にそれ以外の指点字やクレーンコードなど様々な意思疎通手段も大事であり、その中から手話だけを取り出して条例にすることは難しいのではないか。

● 2月2日 第3回社会福祉審議会

・第2・3回条例検討専門分科会の概要報告

【議事概要】

- ア すでに各分野に様々な相談機関がある中で、地域相談員や専門相談員との関係性の整理が必要。そのためにも既存の相談機関へのヒアリングが必要ではないか。
- イ 条例施行後の実態把握や効果測定、更には条例の充実につなげていくための仕組みが必要ではないか。
- ウ 生きづらさを抱える当事者の方をまず中心に置くことが大切であるが、現時点でできることと、できないことがあると思う。条例施行後の評価をしっかりと行い、3年、6年後の見直しでいいものにしていくという姿勢が重要ではないか。
- エ 「ひとりの不幸も見逃さない」という趣旨を踏まえると、支援が必要な方に対応することは糸賀先生の思想にもつながるのでは。複合的差別、生きづらさへの支援は、この条例の理念に盛り込んでもらいたい。
- オ 条例が県民に理解され、現場で実行できないことには、絵に描いた餅になってしまう。そのためにも社会モデルの研修を実施する際にはわかりやすく県民が自分もできると思えるような工夫をしてもらいたい。
- カ 手話言語は大切であるが、それ以外のコミュニケーションも重要。当事者のご意見をきいて、丁寧な検討をしてもらいたい。

2. 障害者団体との意見交換等

当事者団体をはじめ様々な団体の意見を分科会での議論に反映させるとともに、分科会における議論の経過を関係者に伝えること等を目的にこれまで以下を実施

○当事者団体との意見交換

- ・9/7 県障害者社会参加推進協議会にて説明および事例収集等の依頼(11 団体)
- ・9/13 きょうされん滋賀支部との懇談会にて意見交換
- ・9/27 滋賀の共同行動実行委員会の会議にて説明・事例収集等の依頼(14 団体)
- ・10/17 滋賀県手をつなぐ育成会との予算要望にて意見交換

○県政モニターアンケート

- ・9月に障害者差別や条例検討に関するアンケートを実施（モニター399人）

○その他

- ・5/25 県障害者施策推進協議会にて報告・意見交換
- ・5/26 県精神保健福祉審議会にて報告・意見交換
- ・9/12 第1回障害者差別解消支援地域協議会にて報告・意見交換
- ・9～10月 団体主催のシンポジウム等の開催
- ・2/7 第2回障害者差別解消支援地域協議会にて報告・意見交換
- ・2/13 滋賀経済団体連合会との連絡調整会議にて報告・意見交換

3. 今後の予定

●社会福祉審議会等での議論

時 期	分科会等	内容等
3月26日	【第4回条例検討専門分科会】	・分科会における検討経過のまとめについて（最終答申案）
4～5月	社会福祉審議会	・答申の決定

●当事者団体・市町等との意見交換

- ・当事者団体、経済団体とは引き続き、機会を捉えて報告・意見交換を実施
- ・市町とは3月に開催する市町主管課長会議において報告・意見交換を実施予定

4. 議論の方向性

①差別の定義について

- ・障害者差別解消法にはない差別の定義を盛り込むこととし、その内容は障害者権利条約の規定や国の障害者政策委員会差別禁止部会での議論を踏まえたものとする。
- ・禁止すべき差別を明確にするため、福祉、サービス、労働など分野別の事例に基づいた内容を規定する。

②上乘せ・横出しについて

- ・事業者に対する合理的配慮の提供を努力義務から法的義務にすること（上乘せ）および規制の対象を個人へ拡大すること（横出し）について、条例で規定する。

③相談・解決の仕組みについて

- ・専門の相談体制を設置することとし、その内容は圏域ごとに地域相談員と専門相談員を配置し、差別を受けたとされる者からだけでなく、誰からの相談にも応じられる体制とする。
- ・あっせん等の権限行使に当たり、公平性や専門性の観点から第三者機関を設ける。

④生きづらさについて

- ・障害者差別解消法の実効性の補完を目的とした条例を作るという基本認識のもと、障害者と同様に様々な社会的障壁により生きづらさを抱えた者が存在するという実態があることを条例の前文や基本理念などにおいて規定する。
- ・ひきこもりや児童養護の一部、認知症については、障害者差別解消法に定める「障害者」の定義に解釈上含まれており、条例の対象になることから、そのことを示していく。

⑤手話言語のあり方について

- ・この条例とは別に手話言語条例が必要という意見と、手話を含めた様々なコミュニケーション手段を盛り込んではどうかという意見があり、議論を更に深める。

滋賀県社会福祉審議会委員名簿

(任期:平成29年7月11日～平成32年7月10日)

委員の区分	分野	委員名	役職名	
議会議員	全般	こまい ちよ 駒井 千代	県議会厚生・産業常任委員会委員長	
		むらしま しげお 村島 茂男	県議会厚生・産業常任委員会副委員長	
社会福祉事業従事者	全般	わたなべ みつはる 渡邊 光春	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長	
	障害者	なかむら ゆうじ 中村 裕次	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 会長	
		なかむら むねひろ 中村 宗寛	滋賀県児童成人福祉施設協議会 理事	
	女性・児童・青少年	なかじま みどり 中島 みどり	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会 会長	
	児童・青少年	つかもと しゅういち 塚本 秀一	一般社団法人滋賀県保育協議会 副会長	
高齢者	おざき みどり 尾崎 美登里	滋賀県老人福祉施設協議会 理事		
学識経験者	医療	さとう まこと 佐藤 誠	一般社団法人滋賀県歯科医師会 副会長	
		はまがみ ひろし 濱上 洋	一般社団法人滋賀県病院協会 副会長	
	児童・青少年	あべ つよし 安部 侃	滋賀県青少年育成県民会議 副会長	
	生活者(高齢者)	でんの せつこ 田野 節子	公益社団法人認知症の人と家族の会 滋賀県支部 世話人	
	生活者(障害者)	えがみ ようこ 江上 陽子	車いすバドミントン 選手	
	高齢者	しらい きょうこ 白井 京子	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会 理事	
	障害者	さきやま みちこ 崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長	
	高齢者・障害者	おやま まきこ 小山 万亀子	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会 理事	
	子育て	いさき ようこ 伊崎 葉子	特定非営利活動法人ほんわかハート 理事長	
	人権	まるもと せんご 丸本 千悟	公益財団法人滋賀県人権センター 専務理事	
	全般・地域福祉	こばやし えりこ 小林 江里子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
		きたおか けんごう 北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長	
		なかがわ ひでお 中川 英男	公益社団法人滋賀県社会福祉士会 会長	
	企業・労働	はなふさ まさのぶ 花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	
		みやがわ とみこ 宮川 富子	滋賀県中小企業団体中央会 副会長	
	全般(市町)	ふじさわ なおひろ 藤澤 直広	滋賀県町村会 副会長(日野町長)	
	生活困窮者	しろ たかし 城 貴志	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 常務理事兼センター長	
	地域福祉	うえのや かよこ 上野谷 加代子	同志社大学社会学部 教授	
	計		26	

滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属等	社会福祉 審議会 臨時委員
いしの ふじさぶろう 石野 富志三郎	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 常務理事	○
おかもと ゆみ 岡本 由美	一般社団法人 滋賀経済産業協会	○
おのうえ こうじ 尾上 浩二	NPO法人DPI日本会議 副議長(内閣府 障害者施策アドバイザー)	○
おの ゆきひろ 小野 幸弘	Co Creation LLC 代表(きょうされん滋賀支部理事長)	○
かきみ せつこ 垣見 節子	滋賀自立生活センター 代表	○
かねこ ひであき 金子 秀明	社会福祉法人さわらび福祉会 常務理事	○
きたの せいいち 北野 誠一	NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長(滋賀県障害者施策推進協議会 会長)	○
きたおか けんごう 北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長	
さきやま みちこ 崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長(障害者の滋賀の共同行動実行委員会 実行委員長)	
さの たけかず 佐野 武和	社会福祉法人ぼてとファーム事業団 代表理事	○
しげもり えつこ 重森 恵津子	滋賀県立野洲養護学校 校長	○
すみ のりひこ 鷺見 徳彦	大津市 副市長	○
たけした いくお 竹下 育男	せせらぎ法律事務所 弁護士	○
つつい こ 筒井 のり子	龍谷大学社会学部現代福祉学科 教授	○
わたなべ みつはる 渡邊 光春	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長	
15名		